

資料1 国の基準との対比表

項目	国の基準	市の基準 (市条例素案)								
職員に 係る 基準 及び 員 数	<p>(法第十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第四十条の六十六 法第十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準</p> <p>イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 一人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（第四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合</p> <p>(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。（3）及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合</p> <p>(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p> <table border="1" data-bbox="165 1496 1209 1794"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1496 544 1597">担当する区域における第一号被保険者の数</th> <th data-bbox="544 1496 1209 1597">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1597 544 1644">おおむね千人未満</td> <td data-bbox="544 1597 1209 1644">3職種のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1644 544 1693">おおむね千人以上二千人未満</td> <td data-bbox="544 1644 1209 1693">3職種のうちから2人（うち1人は常勤）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1693 544 1794">おおむね二千人以上三千人未満</td> <td data-bbox="544 1693 1209 1794">保健師1人及び社会福祉士か主任介護支援専門員のいずれか1人（それぞれ常勤）</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準	おおむね千人未満	3職種のうちから1人又は2人	おおむね千人以上二千人未満	3職種のうちから2人（うち1人は常勤）	おおむね二千人以上三千人未満	保健師1人及び社会福祉士か主任介護支援専門員のいずれか1人（それぞれ常勤）	<p>国の基準どおり。ただし、ロ(1)及び(2)は該当しないので除いて規定する。</p>
担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準									
おおむね千人未満	3職種のうちから1人又は2人									
おおむね千人以上二千人未満	3職種のうちから2人（うち1人は常勤）									
おおむね二千人以上三千人未満	保健師1人及び社会福祉士か主任介護支援専門員のいずれか1人（それぞれ常勤）									
基本方針	<p>参酌すべき基準</p> <p>イ 地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等必要なサービス等を利用できるようにしなければならない。</p> <p>ロ 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>	<p>・国の基準は理念的な方針を定めたものであり、帯広市の実情と相違ないため、国の基準どおりとする。</p>								